

今治・しまなみ自転車大使「SHIMANAMI Ambassador」設置要綱

令和2年9月1日制定

今治市要綱

(設置)

第1条 本市及びしまなみ海道の自転車観光にゆかりがある者が、自転車を通じた自らの活躍の場を通して本市及びしまなみ海道の自転車情報等を発信することにより、本市及びしまなみ海道のブランドイメージの向上を図るとともに、当該者から本市及びしまなみ海道の自転車施策に関する意見・提言を聴取し、これからの自転車観光行政の参考とするため、今治・しまなみ自転車大使「SHIMANAMI Ambassador」(以下「大使」という。)を設置する。

(職務)

第2条 大使の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 国内外において、本市及びしまなみ海道の自転車観光情報のPRを積極的に行うこと。
- (2) 本市が主催し、又は本市が関与するイベント等の事業に協力すること。
- (3) 来市等の機会に、市長に対し活動を報告すること。

(委嘱)

第3条 大使は、本市及びしまなみ海道の自転車施策に関心と愛着を持ち、本市及びしまなみ海道の自転車観光情報を幅広く情報発信することが期待できる者で、次に掲げるいずれかに該当するものの中から、市長が委嘱する。

- (1) 国内外の自転車事情及び自転車に関する知識に精通し、日ごろから自転車の魅力を発信している者
- (2) 本市及びしまなみ海道の自転車関連事業に複数回携わった経験のある者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 大使の任期は、委嘱した日から2年を経過した日の属する年度の末日とし、再任を妨げない。ただし、任期中であっても次のいずれかに該当する場合は、委嘱を解くことができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 大使としてふさわしくない行為等が発覚した場合

(謝礼金等)

第5条 大使の謝礼金等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第3号に掲げる職務については無償とする。
- (2) 第2条第2号に掲げる職務については、予算の範囲内において謝礼金等を支払う。

(提供資材等)

第6条 市長は、大使の活動に資するため、次に掲げる資材等を提供することができる。

(1) 就任記念品（サイクルジャージ）

(2) 名刺及び観光に関する資料等

(3) 前2号に掲げるもののほか、第2条に定める大使の職務を遂行するにあたって市長が必要と認めるもの

(庶務)

第7条 大使に関する庶務は、サイクリング施策担当課において所管する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。